

○議長（齋藤恵一君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は十八名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第十号平成二十年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、報告第十号は承認することに決定いたしました。

日程第二、報告第十一号平成二十年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、報告第十一号は承認することに決定いたしました。

日程第三、議案第四十五号藤崎町年縄伝承館条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十五号を採決いたします。議案第四十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十五号は原案のとおり可決されました。

日程第四、議案第四十六号藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十六号を採決いたします。議案第四十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案のとおり可決されました。

日程第五、議案第四十七号藤崎町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十七号を採決いたします。議案第四十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議案第四十八号藤崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十八号を採決いたします。議案第四十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十八号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四十九号藤崎町年縄伝承館の指定管理者の指定の件を議題

といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十九号を採決いたします。議案第四十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十九号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五十号財産の取得の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

スクールバス取得金額が一千四百九十一万円ということでございます。それで、これを入札する場合、これは仕様書と申しますか、こういう五十人乗りだとか、どういう仕様で注文と申しますか、条件を付して入札をしたのでしょうか、その点についてお聞きいたします。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

四十六人を想定して発注しております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

四十六人乗りですと、従来と同じなんですね、乗車定員は。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

そのとおりでございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

そのほかにオプションとといいますか、そういうのは何かあったんですか、この契約は。オプションで求めたものがあるんですか。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

オプションでもありましたが、詳細についてはちょっと手元にございませんで、よろしくお願いします。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

そうしまうと、オプションとといいますか、改造する部分だとかも含めてこの値段だというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（齋藤恵一君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

そのとおりでございます。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

この入札の記録を見ますと、青森三菱ふそうさんと日産ディーゼルトラック株式会社弘前支店さん、四社のうち二社も辞退しているわけですよ。最後競争に実態的になったのは、日野さんと青森いすずさんと、二社で競争になっているわけですがけれども、この辞退の理由、最近かなり辞退というのが入札において出てきていますよね。まるでよくない傾向、なめているのかなという感じがするんですけれども、辞退の理由は何なんですか。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

四社を指名して入札を行いました、青森三菱ふそう自動車販売株式会社が辞退いたしました。この理由としましては、仕様書の四十六人乗りの車種に対して会社としては対応できないという返答でございました。それから、日産ディーゼルトラックの方で、これも辞退しておりますが、この会社の方の理由と

いたしましては、積算するため、あるいはいろいろな協議をするために本社対応でなければできないと、営業所単位ではできないということで、時間的に見積もりができないということで断りの申し出をしております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかにありませんか。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

こういう指名に四十六人乗りの車がないとは思えませんけれども、三菱さんでやっているわけですけれども、いずれにしても見積もりができないと、間に合わないとか、そういうような辞退を頻繁にやられますと、競争が働かないということも十分考えられているわけでありますので、こういう辞退が続いた場合どういうふうな措置を講ずるのか、その辺は町としてははっきりしているんでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

通常入札の場合には、業者さんの方に通知を出してから一週間後と、見積もり期間一週間、それから額の大きい場合には十日、あるいは十五日というふうになっておりますけれども、今回発注いたしましたバスについては一週間の入札見積もり期間ということだったと思います。それで、辞退等についてどのような対応をするのかということでございますが、その点に関しての町としてのマニュアルとしては、現在ございません。ただ、検討する事項としては、見積もり期間を一週間でなくて、例えば十日にするとか、その辺の検討についてはこれから問題としては出てくるというふうに考えております。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十号を採決いたします。議案第五十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五十一号財産の取得の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十一号を採決いたします。議案第五十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第五十二号工事の請負契約の一部変更の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

これも最近多い事例でありまして、追加工事という手法といいますか、手法と言えは言い過ぎかも知れませんが、この私どもの説明を受けた限りでは、屋上のドレイン、これを追加工事をする、これが一千九百六十万円ぐらいということなんですけれども、具体的に全体の一割以上も工事金額がアップするというような問題もありますけれども、ドレインの工事というのは一体どれぐらいの工事なのかということと、もう一点は、初めに二、三百万円でも見積もっていたけれども、それじゃあ不十分、足りないですよというようなことなのか、全く当初は設計に入っていないで九百六十万円なり、一千万円なり追加したことなのか、その辺の工事の内容と経過について明らかにしていただきたい。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

まず、実施設計の業務に当たっては町側の方から指摘した箇所、そういう部分とか、それから設計業者が目視して判断します。それで設計を組みます。というのが一つであります。今回の場合は、屋上の防水加工をやる予定ではございました。ただ、排水溝、ドレインの部分は事前にキャッチすることは到底不可能であります。それから、工事進行中に例えば躯体部分で劣化した箇所とか、

そういうものが発生しました。さらには昭和五十四、五年の工事なんですけど、工事している段階で手抜き工事も見受けられたというのがあります。あわせて、そういうのを総括すると九百万円、一千万円近くなったというのが経緯でございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに質疑ありませんか。野呂日出男君。

○十三番（野呂日出男君）

今の議案に対しての関連なんですけれども、中身については今、福祉課長さんからご説明ありましたけれども、そもそもそこまで行く前に調査委託費を当然盛っている物件でございます。その調査の段階で委託費と契約の内容についてどのような形で契約したのか、これが入っていないのか、初めから入っているものか、契約そのものがこれであれば相当な調査委託費を設けていながら、それをもとに予算を計上したと思いますけれども、そこらの整合性についてこれではとても一割以上の増加であれば、とても町民に説明できるような状況ではないと思います。その契約と調査費をつけた契約と今の関連について詳しく説明願います。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

お答えします。

町側で設計業者に委託した内容は、全面的な改良の設計をお願いしてございます。当初、設計の金額、町側に提出した段階では、約二億円近い金額でありました。それがその後、町の診療所の無床化ということなどがありまして、見直しをしてもらいました。当初の時点では、屋上の東側、南側の防水加工も入っておりました。ただ、金銭的なこともありまして、議会において修理費については一億円程度と申し上げておったという記憶しております。そういう関係もありまして、最低限の工事費にしたと、その金額にしてもらったというのが経緯でございます。

ただ、先ほど野呂議員の質問の内容では、設計業務委託と点検というのは別物でございます。もし工事発注する前に点検、例えばコンサルタントをお願いして調査をしてもらうとか、それに基づいて設計を組むとか、設計業務と点検調査については別物であります。ただ、先ほども申しましたけれども、設計業

者においては町からの指示された部分、それから目視によって設計を組むということで、その内容等が今回大幅な変更になったという経緯でございます。

この辺で、以上です。

○議長（齋藤恵一君）

野呂君。

○十三番（野呂日出男君）

今の説明でいけば、全面的に調査対象になっているんだというように解釈しますけれども、屋上を全面的に設計、委託料の対象になるのであれば、契約者と役場との契約内容が例えばこういう事態が発生すれば、何か違約金とか、またはそれに対する罰則的なそういう契約内容があるものですか。ただ、向こうの言いなり、こっちの勝手だと言えばなんですけれども、こっちの思い込みでお互いに曖昧だと言えばちょっと語弊があるかも知れませんが、その契約そのものの内容がはっきりしているのか、そこらについてどのような契約内容で、普通であればこういう事態であれば、契約違反まで行かなくてもそれなりの罰則とか、過料とかさまざまな形のペナルティが当然設けられるものだと思いますけれども、そこいら公共の事業であるにもかかわらず、このような一割以上の追加となれば、初めの設計予算が何であったのかというようなことも私ばかりではなく、町民の数多くの人はそのような疑問は持つと思います。そこいらについてもうちちょっと説明願います。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

新規の新築工事と違って、この改修工事については、やはり工事して初めてわかるものもあるのではないかとということで、先般白川設計さんの方とも確認したところがなかなか事前にキャッチすることができないと。もし、そういうのを正確なものにして設計を作るのであれば、やはり事前に調査そのものの点検工事を委託受けて、その後改めて設計業務に入ることにすればこんなことが出てこないのではないかとということで、私たちとしても今後この改修工事については非常に難しい部分もあります。今後そういうことを踏まえてこのような形がないようにお金はかかりますでしょうけれども、事前にそのコンサルなりに調査してもらって不都合な部分があったらこれを今後の設計に反映していくような形がとればいいのかというふうに思っていますし、また、今回そういう追加工事が出たということで、ペナルティ、罰金という制度はございません



けれども、今後町側としてもその辺を十分心得て工事発注なりをしていかなければならないのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

設計業者の瑕疵といいますか、それは目視でやったんだと。当初は全面的に改修するというような設計そのものを組んでいたと思うわけでありまして。それが診療所になると、無床化だということで変更になったという経過はありますけれども、私が聞きたいのは、結局高樋建設さんがこの工事を落札してやっているわけでありましてけれども、いずれにしてもこのドレイン工事というのを専門にやっている業者もまたあるわけでありまして。というふうに聞いております。そうしますと、今まで行政としては実施設計にもない、行政も発注していない、目視でも設計業者も目視だけだから確認できなかったというようなことであれば、この一千万円をまた高樋さんが直接やるのかどうかわかりませんが、多くの場合は協力業者下請けに出していることが多いわけでありまして。ですから、この一千万円なら一千万円を独自に切り離してやるということは考えられないんですか、一千万円なら一千万円を独自に入札かけて、業者にやるというようなことはできないんですかということ。やろうとすればできることなんですか。

○議長（齋藤恵一君）

福祉課長。

○福祉課長（高木 博君）

改めて工事を発注すると、要するに分割発注ということだと思っております、部分発注していいものもあるし、悪いものもあります。要するに経費が部分発注して逆にかさむ部分もあるということで、私としてはこの同じ業者に継続的にやってもらう方がベターではないかというふうに思っていますけれども、今後の事業の内容によってはそういう方法もあろうかと思えます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十二号を採決いたします。議案第五十二号は原案のとおり

決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議がありますので、これから討論を行います。まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

八千九百万円で全面、一階部分とそれから外壁部分、これについてはかなりお金かかったのかなというふうに外壁部分については思いますけれども、いずれにしても八千九百万円で契約をしたわけでありますから、そしてドレイン部分がないのであれば、その部分で続行をすべきだというふうに私は思いますので、今回高樋建設さんに追加工事ということで契約を変更することには賛成できません。

○議長（齋藤恵一君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから議案第五十二号を採決いたします。議案第五十二号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。よって、議案第五十二号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第十一、議案第五十三号平成二十一年度藤崎町一般会計補正予算（第三回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。平田君。

○八番（平田博幸君）

八番平田博幸と申します。

補正予算書の十ページ、十四目十三節の委託料（仮称）藤崎町市街地・東部地区開発基本構想計画作成業務委託料一千四百五十七万円、その下段の農振除外図書作成等業務委託料五百四十三万円、このことについてお尋ねします。

まず、こういう都市計画とか、こういう構想は企画課が担当だと思っております。企画課長にお尋ねします。この構想が持ち上がったのは、いつごろからか、そしてどのような手順を踏んでここまで来たのかまずもってお尋ねいたします。

○議長（齋藤恵一君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

この構想につきましては、今年春四月に町長の方から指示というか、まず話がございました。その後そうすれば、具体的にいろいろな施設の建設とか、そういう中身でございましたので、どの辺までできるものかというような、その後調査を各個別に所管課等との調査、検討が行われて、今回のこういう設計業務を出して、具体的に詰めましょうという形での費用を今回補正予算として提案したところでございます。

○議長（齋藤恵一君）

平田君。

○八番（平田博幸君）

今年の四月ごろからというお話しでございましたけれども、そもそも合併して五年目にもう突入しました。町の総合振興計画等においては、このような具体的な構想は私なかったかと、そう記憶しています。五年ごとで見直しする実施計画の中にも恐らくなかったのかなという思いもありますけれども、その辺はどうですか、課長。

○議長（齋藤恵一君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

まず補正予算に予算案として提案しております東部地区開発基本構想計画作成業務の中で考えている施設の建設等の内容でございますが、これについては除雪ステーションの建設事業、それから老人福祉センターの改修事業、北分署の建設事業、これらの事業についての詳細、基本となる計画を作成したいというふうな内容になってございます。それに加えて、いろいろ町民の方から要望等がございます部分についても一体的にできないかというふうなことでの検討をこの業務の中で加えていきたいというふうに考えておりますが、先ほど申し上げました除雪センター、それから老人福祉センターの改修、東消防署の北分署の建設、改築といいますか、それにつきましては町総合計画の第三次実施計画、これは平成二十一年度から平成二十三年度までの計画期間となっておりますが、これももちろん毎年ローリングをしているところでございますが、その中でこの三つの計画につきましては、二十一年度から二十三年度の中で実施し

てまいりたいということで実施計画の方には位置づけてございます。

○議長（齋藤恵一君）

平田君。

○八番（平田博幸君）

財政を担当する財政課長並びに会計管理者、どちらでも結構でございますけれども、これは国際的な問題でございますけれども、我が国も少子高齢化、団塊の世代の大量な退職ということで、今これからは税収不足がますます始まって、今の現状で我が町も一般会計百二十億円、そしてまた特別会計を合わせると二百六億六千万円余りの借金、これ今までいろいろな施設を建ててきた投資もありますけれども、いわゆる借金、町民一人頭百二十六万七千円ぐらいだと思っておりましたけれども、そのような財政状況の中で、九月一日、四日、十一日と記憶しておりますけれども、そのような財政状況の中でこれからまたますます税収不足が始まっていく、町税の。あるいはまた、昨日誕生した民主党中心の政権交代、このことも加味すれば、私は到底この大構想が進んで、財政がどうなるのかと。これは私だけではないと思うんです、同僚の議員も、恐らく町民もおんなじ気持ちだと思っております。その辺をとらえて、財政課長から一言まとめて私の質問に答えてもらいたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、今回出しております業務委託にかかわる開発事業でございますけれども、財政的にいきますと、全体事業量、全体事業費、これが現時点では幾らということで概略金額等が出ておりませんので、その事業費から財政的に推計するということではできません。ただ、事業費からはできないんですけれども、どういう条件ではということ考えて推計してみましたけれども、今回の報告十号、十一号でも皆様の方に示しましたけれども、財政健全化法に基づくことの公債費比率、これが今回平成二十年度の決算に基づきましての三カ年の平均で一九・二ということでは言いましたけれども、それを安全範囲内ということで二一、あるいは多く行っても二二%ぐらいで抑えることができるということの事業費を見積もった場合には、通常の起債、それから平成二十六年まで続く合併特例債、これらを使って事業をやった場合には、大体三十億円ぐらいまでの事業費としては二一、あるいは二二の公債費比

率でおさめることができるのではないかというふうに試算はしております。

ただ、先ほども議員もおっしゃいましたが、政権が変わりました。それで、当然今予測しております補助事業、これが継続してなされるものなのか、それから道路特定財源の暫定税率、これが廃止になるということなので、その補助率がどうなるかということの不安等もございますし、地方財政にかかわる交付税、譲与税、それらがどうなるのかというふうな危惧する点というのも当然ございます。ただ、あくまでも、現時点での条件のもとで試算するということであれば、先ほど言いました額程度のところの事業を行うということでは公債費比率二一ないし二二%で抑えることができるのではないかというふうな現時点での推測でございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

平田君。

○八番（平田博幸君）

そこで町長に単刀直入にお尋ねします。

私が今申し上げたとおり、これから先のますます少子高齢化による町税の収入不足、あるいは民主党政権による公共工事等の見直し、あるいはガソリン税含む特定財源の廃止とか、いろいろな形で地方自治体の財政は先行き不透明でございます。ただ、この中には例えば体協会会長、隣にいる副会長の相馬勝治さんと九月四日、私町長に陳情しましたよね、克雪グラウンドの建設を中央小学校の保護者の団体等が中心になって署名活動をやったその署名活動を町長にも渡っているし、私にも来ています。それを受けて、学務課長さんは今副会長も兼任して一緒にスポーツ振興のために励んでおりますけれども、三人で協議して、ぜひとも必要なことだから、陳情を申し入れました。その中には、財政が厳しいから既存の施設の耐震化を補強工事をしながら、既存の施設を有効利用したもので構わないというような陳情もまた申し入れたはずであります。ですから、私自身、町民から選ばれた一人の議員として、これから五年、十年、十五年、二十年先の藤崎町の行く末を考えると、この大構想は相当これから町民、行政サービスに、あるいは福祉、教育にしわ寄せが来ると、そう思っております。

そこで、町長から一言あればコメントをいただきます。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

平田議員の質問にお答えいたします。

まず、今日は新聞社各社と毎日藤崎町の議会を取材していただいております。かなりの頻度でこの藤崎町の様子を取り上げていただいて、日ごろの感謝の意味も込めまして、今何をここで議論しているのかということがよくわかっていないのではないのかなど。町民の皆さんもおいででありますので、中途半端な内容になっていると思うので、私はこの町の町長ですので、政治姿勢というのを今問われている議案になっていきますので、その政治姿勢、私のこの町の町政を運営する姿勢というものも含めてやっぱり一発語っておかないといけないなと、こう思いますので、その辺ちょっとお時間を拝借することになるんですけども、今の平田議員の質問は限られた時間でありませぬので、一つゆっくりお聞きしていただければなと、こう思います。

これは非常に大きな、しかも重要な構想でありまして、議員各位や町民の皆さん、あるいはマスコミの皆さんにも、いや、突然の構想だなという印象をお受けになったと思うんですけども、その名称のとおり、構想です。今は構想の段階です。ということをお含みの上、聞いていただきたいと思います。

藤崎町市街地東部地区開発基本構想計画作成業務委託料というので、今回補正予算として上程したわけでありまして。これからその具体的なものを設計書なり、面積なり、その事業の全体の規模とか、それから開発地はどこにするのかといったことはこの後に明確になってくると思います。今のところはお見せする具体的なイメージをわかせるようなものはないわけでありまして。すべて構想であります。そして、その構想を私が披露するとすれば、一つは先ほど課長が説明いたしました近々に藤崎町で重要な施設、これは町民の安全、安心を守るという立場から必要な施設から申し上げますと、北分署、消防署ですね。それから除雪ステーション、雪を片づけるステーションですね。これらが安全、安心のための防災ゾーンとしてそれらが施設として必要なもの。

そしてもう一つは、交流施設、町民が合併して、藤崎、常盤、両地域のさらなる一体の醸成を含めた交流の施設があってもいいんじゃないかと、必要であるということにおいては、先ほど平田議員が要望書をあげていただいている、あるいはまたその要望の署名活動を行なっているようで、町民の方から毎日のようにその関係要望書が日々あがっております。ふえております。毎日決裁、副町長と私はやっておりますので、それは毎日あがってきて、わかっております。そういう要望があるということ、それもスポーツ振興や町内の子供から大人ま

での交流の施設なんだろうということで、承っております。

そして、もう一つは、藤崎町の社会福祉協議会が今運営しています藤崎地区の温泉、すぐそこにありますけれども、これの施設が老朽化していたり、温泉がいろいろなレジオネラ菌ですとか発生するものですから、そろそろ建て替えということを考えて方がいいのではないかと、こういうことを考えております。これも町民の交流の施設だと、こう思っております。

もう一つは、道の駅という、これも大きな事業というか、設備、施設になると思うんですけれども、この道の駅の構想、やっぱり地の利を生かした構想だと思います。これも商工会さんからあがってきております。町の構想もあるんですけれども、道の駅に関しては。商工会さんからたまたま後押しするような形で、数名の紹介議員さんの署名をもって道の駅も将来建設してほしいということで、承っております。それで、これらの施設を町民、それから町内外においての交流の施設として交流施設、あるいは交流ゾーンという形で位置づけております。

そしていま一つは、観光物産でしたか、産業機能ゾーンというのがありまして、これは藤崎の特産でありますリンゴやお米やニンニク、トマト、アスパラ、そういった豊富な農業農作物の加工場、これもJAさんの婦人、具体的にいうとビックウーマンの活動的な団体さんがあるんですけれども、これらの方々から加工施設があればいいなど。そしてそこで農作物を加工して、農業所得の安定を図っていききたいなど、こういうことを要望として承っております。

今、申し上げましたそれぞれの施設を総合的に一体的に開発して、整備していきたいと。これがいわゆる東部地区の開発構想であります。今、挙げたそれぞれの施設はほとんどがアスファルトや木造、鉄筋、いろいろな施設がありましよう、それらをもうちょっとやわらかいエリアにする。ゾーンにするためには、やはり公園とか、そういった緑地の整備が必要であろうと。今の国際的という言葉をお使いになりましたので、こう見ると、欧米や先進地のそういったある特定のエリアを開発したりするときには、広く公園をとったりします。人間にとっても、あるいは自然環境を守るという意味にとっても、そういう公園や緑地を多くとるという傾向がありますので、できるだけ多く緑地もとって、残していきたいということもあわせて、開発するとすれば、これを有効に使うとすれば、芝生とか、子供たちが遊べる遊園地とか、ちょっとした遊具とか置く、そういう広場があってもいいじゃないか、町のイベントの開催にも使えるんじゃないかということで考えております。

それで、さらに広くとって、緑地を利用してサッカー場を設置したいと、こう考えたわけであります。青森県から藤崎園芸高校の旧園芸高校の今休ませている野球場を私借りるようお願いしております。間もなくその返事が来る予定でありますけれども、それらのスポーツ施設をお借りして、これも整備して、世界のメジャー的なスポーツという種目というのと野球とか、それから欧米ではサッカーが主流であります。そして当町のバスケット、強いところではバドミントンとか、頑張っている子供たちや大人に多くスポーツの振興、裾野を広げるといふ点でも私はこういう施設があった方がいいんじゃないかと。より藤崎町が活気づくのではないかとということで、それらも描いてみました。これは構想であります。

ということを含めまして、これからの藤崎のまちづくりの起爆剤といいますか、目玉としてのエリアになるということの構想がこの東部地区開発構想であります。

そしてまた、道路を真ん中に一本通すことによって、藤崎と常盤がより距離的にも近くなると、より交流が盛んになるということもあわせてそういう効果があるということであります。町の町民が、あるいは町内外、外の人も町外の人もこれらの施設を利用したり、道の駅では尋ねてきたり、町を見ていただくことによって、町の魅力が思う存分紹介できるのではないかなど。その延長線上には、少子高齢化のあるいは人口減少問題の人の定住化、これらにも藤崎町の魅力がぐんと増したときには、外からでも藤崎に住んでみたい、住みたいというところにも行き着くのではないかなど。とあって、この東部開発構想を並行した形で住宅問題もあわせて、これはできれば民間の力、民設、民営というような制度も活用して、あわせて並行してやっていきたいと。きつとこういうようなことをすることによって、あるいはふじ発祥の地として、あるいはニンニク、トマトやそういった農産物の非常においしいところ、あるいは学校給食も八月に開始しました。きつとそれらは町外の方にも藤崎町の魅力を存分に知っていただいて、私は藤崎の将来にかなり明るい構想になるのではないかなどといったところを私の思い、構想をこの際理解していただければなど、こう思います。

私も財政は不安であります。この今提案した予算については、いわゆる地域活性化財源であります。今ちょうど政権が変わり目でありましたので、旧自民党、公明党の政権時代の経済活性化事業というのがまだ行われています。公共事業も発注しております。それらの今ちょうどバトンタッチのところなんですし



よう。これからの財源的な裏づけとして、私は藤崎、常盤が合併して持っています合併特例債というのを、これは大いに活用していきたいと思います。補助率のいいのであれば、五〇%の補助金、今二十五億円の合併特例債が枠としてあるわけですから、これにさらに二十五億円の交付金を乗せることによって、マックスでは五十億円ぐらいの事業ができるということを試算しております。大事をとって、先ほど財政課長がお話ししました六、七割ぐらいで抑えておけば、三十億、あるいは四十億ぐらいのところを抑えておけば、公債費比率、皆さんよりなじみの深い町の財政の指標としてお感じになられる指標二〇、二一、二二というところで抑えられれば、そんなにこれからの財政運営に支障を来たさないという借金もそう苦にならないというところに行き着くのではないかなと。決して、不安な財政状況では藤崎はありませんので、その辺をご理解して、町民の方にもご理解していただければ、このような聞こえは大きい構想ですけれども、不可能ではないというふうに、そしてその効果が高いということをお話しさせていただきたいと思います。

町の機構改革もこれに伴って支所の問題の解決やそういった一部例えばこの温泉があけば、特定の課を移動させたり、それから支所をまた移動させたりというような、いろいろなメリットも考えておりますので、その辺もかんがみまして、今後今構想ですから、具体的な設計を起して、皆さんにもっとより具体的にご紹介できるのではないかなと思います。

なお、藤崎は、ちゃんと手順を踏んで合併以来、町の基本計画、まちづくり計画、そして基本計画、そして実施計画というふうに慎重に審議を経ております。その実施計画の中に先ほど平成二十三年度までにはこれとこれはやりたいんだということを町民のあるいは議員も含めて理解してもらっているということですから、先ほど財源になる合併特例債というのは、平成二十六年まで有効でありますので、これから先ほど説明しました実施計画にのせるようにして、計画的にこれを進めることに私は考えております。いずれ皆さんにも十分ご理解してもらえらるものと、こう思っておりますので、財政面では平田議員がおっしゃるとおり慎重に進めてまいりたい構想でありますので、よろしくご理解をお願いする次第でございます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

平田君。

○八番（平田博幸君）

長々とまとまりのないお話しをいただきましたけれども、私心配するのは、いろいろ手順を踏んでやったとか、いろいろ話しを受けましたけれども、いいものであれば周りからだまっても「これやねばまいねな」と、こうなるんですよ、町長。あなたがいるその役場の職員の中から不満たらたら意見が我々に入ってくるんですよ。だからどうのこうのじゃないんですよ、将来の財政、あるいはこれを進めることによって、いろいろな形で町民の行政サービスにしわ寄せが来るといふ心配のもとにこういう発言をしているんです。ここ最近、婦人会やら、あるいは文化協会やら、まちづくりの根幹になっている組織団体の補助もカットになったじゃないですか。あるいはまた、義務教育課程は今までどおりですけども、文化協会やら、体協やら、施設を使ったら五〇%の負担になったじゃないですか。町民に負担を求めている今なんですよ。そういうときにこの大構想ですか。町長は九月四日に我々に「三十億円から五十億円、金額はひとり歩きするからそのぐらいだろう」というような話しをしました。この財政が厳しい中で幾ら合併特例債有効なものがあったとしても、この構想にはなかなか我々同調できない。そのことを申し上げて終わります。答弁は求めています。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

指名は議長の権限でありますので従いたいと思います。

今、町長から長々と説明があったんですけども、今まで我が町って、私は常盤の人間でしたけれども、合併して藤崎のよいところというのは、やっぱり施設をきちんとある程度貯金もためて、計画的に作っていくというところが我々も非常に私たちの先輩や先人から学ぶべきところだと思うんです。財政が健全になって、事業を三十億円でも投資して使っても公債費比率が二二%ぐらいだから何とかという、その考えそのものが私は遠慮していただきたいなというか、やめてほしいなと思うわけです。つまり、この近隣町、比べるところが悪いのと、大鰐さんだとか、黒石さんだとか、田舎館さんと、比べるところが悪いのと比べて、おらほいいじゃというような感覚に陥っちゃいかんですよ、これ。そして、公債費比率は二〇%ぐらいで抑えておくような財政運営を合併十年過ぎればどんどんまた今までの約束でいけば交付税は減るんですよ。そのための貯金もしていますけれども、二二%ぐらいだからいいじゃ、そういう発想はやめていただきたいなというふうに第一点思います。

それから第二点は、公債費比率は大鰐さんよくないよくないと言っているけれども、健全化団体になっているわけでしょう、大鰐さんは。これで将来負担比率が三九二％だから、リゾート開発の失敗でそういうふうになっているわけですよ。公債費比率だとかは一六か一七ぐらいなんですよ。私たちのところも藤崎町に将来負担比率二一八・三％ですよ。これ三十億円だとか投資をすると、控え目に見積もって、町長三十億から五十億円、最大見積もっても五十億円なんだというようなお話しでした。我々にも説明を多少していただきましたけれども、将来負担、これ仮に三十億円を負担、投資すると、全体で、そういうふうになれば、将来負担比率というのは藤崎町はどれぐらいになるんですか、財政的に。そのことを二点をお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

お答えいたします。

ただいまのご質問でございますが、先ほども言いましたように、事業費がわからないのではっきりとした財政推計はできないということを冒頭で私言いましたけれども、例えば三十億円、四十億円ということをやった場合に、将来負担率がどのぐらいになるのかというふうなところまでの推計というのは現時点ではしておりません。

○議長（齋藤恵一君）

古川君。

○十六番（古川次男君）

同じことで、十ページの東部開発の件なんですけど、先ほど町長からいろいろな構想が長く言われました。そして、財政課長からは三十億円に対してその比率が二二で抑えるということでありました。じゃあこの構想のサッカー場とか、何か意見ありましたけれども、何々を構想してあって、それに対して財政課長は例えば温泉でもいいし、温泉には幾らぐらいに予想、これはあくまでも三十億円とか財政課長の予想であります。じゃあ何項目あって、何に例えば五億円使った、十億円使うとか、それが一点と。

もう一点、たしかそれをやるためのこの関連した事業に農振除外地が入っています。おおよそでいいです。まだはっきりしておりませんので、おおよそどれぐらいが必要で、その土地取得するためには幾らぐらい予想しているのかということをお聞きします。財政課長、お願いいたします。

○議長（齋藤恵一君）

財政課長。

○財政課長（新谷義昭君）

先ほども申しましたけれども、個々のものの積み上げで三十億円というふうな推計をしたわけではなくて、事業全体がわかりませんので、事業費からは推計はできません。できませんでは済みませんので、ただどのぐらいの事業までが可能なのかという金の計算だけということで、基本としたのが公債費比率をその辺で抑えるためには三十億円という数字が出てきたわけでした、二一、あるいは二二%が公債費率として藤崎町として妥当なのかどうなのかということとはまた別問題として、二一、二二で抑えるとすれば、事業費全体としてはこれぐらいだという推計でございまして、例えば先ほど出てきました個々の施設について何億とかというふうなもので積み上げたものの三十億円が可能だということではありません。ただ、今回の補正で出ております業務委託をやったことによりまして開発の全体量、それから全体事業費、これが出てきた時点においてはその事業費をもとにしたものですべての財政推計をもう一度やり直すということが必要になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

先ほど町長からこの事業計画の思いというのを聞かせていただきました。構想ですね。先ほどから話が出ている三十億円、町長のしゃべっている五十億円というのは、町長のところは最大合併特例債を基準にした事業規模、それから財政課長が話をしているのは、実質公債費比率が二一%から二二%という基準のもとでの算出の三十億円ということです。今同僚の古川議員からも質問がありました。具体的にどれが何ぼかかるんだというお話し、質問でございましたけれども、私はこの計画を町長から説明を受けたときに、一番先にお話ししたのは、じゃあそれらの事業費というのは実際幾らなのかというのはここにいる人たちだれもわからない中での話です。ですから、今現在この調査費の中ではじゃあ先ほどから話になっている当初計画があがっている北分署、それから温泉施設、それから除雪センター、これは先ほども説明ありましたけれども、町総合振興計画に載っている事業ですと。でも、今現時点でいいんですけれども、その三点とは、その三つの施設は積算の根拠とか、積算、そうしたものが

あるんでしょうか、お聞きします。

○議長（齋藤恵一君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

ただいまの三つの施設につきましては、第三次計画の方に確かに取り組んでいきたいということで載っておりますが、事業費の裏づけのない形での実施計画の掲載ということでございます。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

ということはこれからいずれにしても、北分署、それから除雪センター、それからいろいろな温泉、これからじゃあまたそれが老朽化したりとか、いろいろな状況があれば当然事業として積算なり、実施計画なりをつくっていくんですか。

○議長（齋藤恵一君）

企画課長。

○企画課長（小杉利彦君）

お答えいたします。

例えば、緊急性を要する改修でありますとか、そういうものにつきましては随時対応していかなければならないことだと思いますので、その時点で随時幾らぐらいかかるのかというふうな設計等を行わなければならないと考えております。

○議長（齋藤恵一君）

對馬君。

○十五番（對馬光久君）

東部の開発基本構想、これを皆さんが心配しているわけです。町長に聞きます。これがないと全体の事業量も何も出てこないんです。これをもとにしていろいろなこれからの事業を基本設計、実施設計でやっていくんでしょう、町長。今言っているのは、それを心配して、この中の計画書をつくる予算に反対しているんだよ、これじゃあ。だから、町長はそのことをきっちり言わないと、これは基本構想の計画書をつくるための予算なんだよ、それを見ながらこれからの事業を順次やるにいいものからやるということなんでしょう、町長。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

全くそのとおりでありまして、この予算案が可決いただくように私お願いしたわけなんですけれども、それが可決されると計画作成業務委託料ですから、そういう一つ一つの事業の面積、規模で総体でこういうところを開発します。それで農地転用をやります。それでこのぐらいじゃあこれで財政も大丈夫だと。そしたら用地買収とか、そういう幾つかのこれからまだまだある手順を踏まなければならないわけでありまして。今のところは私大変恐縮ですけれどもうちのスタッフ、職員で設計図を引いて、単価出して、それぞれの施設は幾らなんだと。全体で幾らなんだよということをまとめて皆さんに提案できればいいんですけれども、そうすると古川議員の質問にもちゃんと答えることができるんですけれども、それを専門の業務委託会社に委託して、設計図をこさえ、全体像をつかむために今回経済活性化事業の一部を利用させてもらって提案したということでありまして。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

ほかにありませんか。直志君。

○十四番（浅利直志君）

十四番直志議員です。

私は町長の気持ちもわからないわけではないですけれども、しかし根本的に間違っているんだと思いますね。というのは、じゃあ事業量、事業規模、それはわからないでしょう。一体何メートル造成しなければならない、一・五メートルなのか、一メートルなのかね。しかし、実際にじゃあ造成する面積というのを町長は七町歩から八町歩ぐらいやりたいんだというふうに思っているわけでしょう。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

あくまでも概算ですけれども、そのぐらいの試算は私の頭でもできますので、ちょっと広い七から十だろうということは概算でできるわけです。だけれども、設計図引いたり、単価出したり何だりするのはいよいよ専門の業者さんをお願いして、ちゃんとした形でやっぱり皆さんに提示する必要があるかと、こう

思います。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

浅利君。

○十四番（浅利直志君）

これはいわゆる一点では開発事業であり、大構想に基づく開発事業なんですよ。多くのところでこれではずね目にあって、合併さねばまいじゃとか、さまざまな財政的な住民サービスを削らなければならないとか、そういうようなことになってきているんですよ。町長だってわかっているでしょう。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

ご心配していただいているのは大いにわかっております。いわゆる財源とこれからの財政推計ということだと思います。とにかくこういう大きな開発事業をやれば、とにかく借金がふえるんだらうということがまず一番にあります。それと採算とれるんだとか、さっき言った第三セクター、リゾート開発ですね、他町村、固有の町村名は私は申し上げるつもりはありませんけれども、他の町村ではいわゆるリゾート開発で経営や人件費やそういう採算性とか、そういうのが伴った事業をやれば必然的に景気が悪くなれば倒産とか、破綻とかと、こうなるんでしょうけれども、この開発は全くそういうことではなくて、管理運営費をかけて、できれば民間に運営してもらって、決して町が商売をやるとか、売上上げなければ町が倒産するとか、町で補てんしなければいけないとか、そういうことは一切ありませんので、今考えられる限られた平成二十六年まで使える合併特例債というものを活用して、二十三年まで立てた実施計画にサッカー場ですとか、緑地ですとか、平田議員がおっしゃった克雪トレーニングセンター、できれば新しいものを見積もってできるのであればそういうふうに新しいもので建ててあげたいということで、これから手順を踏んで、実施計画にあげて、やるつもりなんです。明日明日、来年来年に建てるんじゃないんですよ。こうやって構想から皆さんに披露しておいて、計画を立てて、手順を踏んで、財政をちゃんと確認しながら、二十六年までかけて完成させようと、こういうことなんです。ある一時期に全部のものを一気に建てるんじゃないくて、年度年度で計画を立てて、財源が二十六年まで使えるということを念頭に置きながらやるということでもあります。

仮に三十億円かかるとすれば、全部が借金ではありません。そういう財政でもちよつと説明あったと思うんですけれども、そのうちの何%かの町の財源を使えばいいということですので、その辺は後で鶴賀谷議員も、私が言うよりも皆さんの方が知っていると思うので、その辺の町の負担、町が幾ら負担すればいいのかということ、これは重要なポイントになってきますので、皆さん財政面でご心配しておるようですので、ここはこの際、はっきり可能なんだという、そしてあんまり無理ないんだということ、をまず今の時点では構想も可能だし、計画も可能だし、近々にやらなければならないものも含めて一体的な開発になるので、今ぼんと反対ということじゃなくて、もう少し前に進んで、計画を見て、財政規模を見て、それで比較しながら、これはどうしても来年、再来年にはできないとか、そういうのが判断できるんですね、これから。だけれども、今ぼんとここでやめちゃうと、もう私にしてみれば希望だし、夢だし、夢も希望もなくなってしまうんですけれども、非常に残念なことになるんですね。

だから、私も説明が足らなかったこと、理解を得られなかったことがどこかにあると思いますけれども、それらを今後も補足しながら、それから今日も町民の皆さんおいででありますけれども、一つ一つのこの施設の陰といいますか、後ろ盾には建設協会さんですね、町の、商工会さんも要望書を出している関係上、非常に注目しているし、要望しています。これは町民の方も一つ一つの施設、要望しているのがあるんですね。だから、何とかもうちょっと前まで行って、計画を聞いていただいて、それから詰めていただくところまでせめてもう少し進ませていただければなど、こう思っていました。何とか私も努力しますので、よろしく願いして、拙い説明ですけれども、何ぼか汗っかいてらはんで、熱意だけは感じ取っていただければなどと思います。

以上です。

○議長（齋藤恵一君）

古川君。

○十六番（古川次男君）

やっと来てくれました。

町長に聞きます。笑顔で答えてください。怒るとちよつとやりにくいですから。構想とかそういうことに関して町長から聞いて、これからやるんだということ、もしその中で実施計画ができてきて、その中でいいとか悪いとかは判断すればということでありましたが、この下の農地を今あげたのはなぜですか。

それと、じゃあこれを見れば、この計画をとれば、農振除外の委託料も入っ



ていますので、これをとれば農地をやることとっております。その辺のなぜ農地まで今入れたのか。町長は「今は計画だけですと、後でやる」と言っておりましたが、この農地を急いだ理由を。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

おっしゃるとおり、大きな開発行為になりますので、そこには農地、それから開発という許可申請がかかってまいります。いろいろな絡みもあるでしょう、こちらにいらっしゃる農業委員会の会長さん、あるいは農業会議等、これから県、国に対しても許可申請をしなければならないわけでありまして。事前のこういう構想がある段階でもお知らせしておかなければいけないというような手順も県や国にはあるようであります。それらも私提案したのは、それらにかかる費用であります。最低限やらなければいけない施設をやるにも、どこかの敷地を開発しなければいけないものですから、学校は学校の敷地ありますので、建て替えて、学校給食は西中野目の小学校跡地とかの建て替えて済みますけれども、これらの施設をやはり配置するには、農地を開発して、転用をかけて開発しなければいけないという手順がありますので、それらの詳しい説明は今農政課長、あるいは建設課長にいたさせますけれども、開発行為の一つの通らなければいけない申請ですので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（齋藤恵一君）

古川君。

○十六番（古川次男君）

ちょっとそれを急いで、これをセットかということをお願いしております。

○議長（齋藤恵一君）

町長。

○町長（小田桐智高君）

詳しいことを担当課から説明いたさせます。

○議長（齋藤恵一君）

農政課長。

○農政課長（浅利 克君）

お答えいたします。

今、農振除外の面積ということで出ましたけれども、農振除外、農地転用というのは、かなりの時間を要します。一般の業務でも農振除外は半年、転用二

カ月以上という形でやっていますので、構想の案の段階、具体性が出てきた場合、少しでも早く取り組んでいきたいということで、今回予算化をしたというふうなことでございます。以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

何か今、東部の設計料だけのお話しなので、これ具体的に言うと、今回補正、これだけじゃないんです。

それで、私の方からちょっと項目それるんですが、東部からちょっとずれるみたいですが、今補正予算に上程されている子育て応援特別手当支給事業費、この中身についてちょっとご説明をお願いします。

○議長（齋藤恵一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

お答えいたします。

子育て応援特別手当支給事業につきましては、国の経済危機対策に基づきまして、幼児教育の子育ての負担に配慮する観点から平成二十一年度に限り手当を支給するという事業でございます。基準日につきましては、平成二十一年十月一日に藤崎町に住民基本台帳の記録されている小学校就学前三学年の子、三歳から五歳までの子に支給するということとなります。それで、支給額については一人につき三万六千円を支給するという事業でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

平成二十一年度十月一日を基準にして一人三万六千円を支給だということですね。だとすれば、今定例会で可決された場合、これはいつごろから町民に対して三万六千円支給されていくんですか。

○議長（齋藤恵一君）

住民課長。

○住民課長（浅利勇蔵君）

それを支給するという事になれば、一応システムの改修が必要でございます。それには約二カ月ほど要するというふうになってございます。それと、国

の通達によりますと、十二月十一日以降という形になっておりますので、恐らく改修終り次第、申請等の出力に入り、十二月中には申請を受け付けるという今のところは予定をしております。詳しい中身については、国の方から今現在流れてきていないというのもありますので、その辺は若干ずれるかも知れませんが、とりあえず今の現時点においては十二月中には申請受付したいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

これは私だけが感じることでなくて、町民の方々、もっと大きく言えば国民の方々も今非常に厳しい中で、定額給付金も支給されましたけれども、現在そのお金残っているかと言えば、あれは消費のために使ってくださいということなので、すぐ使わせていただきました。今回は子育てという形で支給だということなので、今お話し聞きました。約二カ月間かかるんだと。でも、それをできるだけ早く町民の方々に支給していただくようにまずもってお願い申し上げたいと思います。

そしてまた教育長にお尋ねします。教育長、今回補正にも上程されております小中学校各種県大会等などの出場補助金百七十七万三千円、これ一例ということか、私の耳に聞こえてきているのは、藤中のマーチングバンドだということなんですけれども、その点についてお聞きします。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

今議員の方からご質問あったとおり藤崎中学校が十一月に浜松で行われます国民文化祭の出場のための費用でございます。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

これは十一月七日だと思っておりました。静岡県浜松市というところで開催されるということを私聞いておりました。問題は、私今回ちょっと教育長にも言いたかったのは、吹奏楽が県大会で優秀な成績をとって東北大会に行けるんだと。行けるんだけれども今回この全国大会に行くことがもう確定済みだから、

東北大会辞退して、全国大会に行きたいんだという保護者の意見、こういうことがあったと私は聞いておりましたけれども、その点を教育長の方には伝わってあるんでしょうか。

○議長（齋藤恵一君）

教育長。

○教育長（舘山新一君）

その辺は十分承知をしております。東北大会の後に、その後は全国大会があるわけですが、全国大会は過去三年間出場するとその全国大会の出場はありません。しかも金賞をとっておりますので、金賞をとって浜松に招待されたわけですから、東北大会を辞退して全国の文化祭に参加していただきたいということで、承認をいただいております。

○議長（齋藤恵一君）

鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

そういったいろいろな補正が今回上程されています。そしてまた、もう一度東部に戻ります。

副町長にお尋ねします。先ほど話したように、四月からの話の中で、副町長は六月から副町長に就任されていると思います。今町長のいろいろな説明、打ち合わせ等、今のこの議会においても町長の発言等を聞いて、副町長として、重責ある町のナンバーツーとして、副町長のこの東部に対しての考え方とか思いとか、そういうものをちょっとお聞かせ願いたいと思っています。

○議長（齋藤恵一君）

副町長。

○副町長（浅利 一君）

私の考え方がございますが、私六月十五日から出勤いたしまして、その前に、五年前に藤崎町と合併するとき合併の協議会でいろいろなことを論議させていただきました。その中で、ここの庁舎、すばらしい庁舎、病院を含めて四つの施設がございまして、藤崎と合併についてはよかったなど。このぐらいの施設の充実がどこでもないわけですし、その当時の確かに小笠原町長だと思えますが、小笠原町長、あるいはまた議員、また町のスタッフの方、それがそろって、ジャスコを誘致したり、今藤崎町の今日あるこれが中心街だと思います。あの当時の何も道路もない野原にこういった施設を建てた。相当財政が厳しいのではないかなと、正直そう思いましたが、何もそんな財政面ではあんまり大

したことがなかったです。

今、町長から六月に就任しまして、東部の開発のことをいろいろ聞きました。私はすばらしい構想ではなかろうかなと、そう思います。これから、例えば十年後、二十年後、この隣接の町村の道の駅、例えば田舎館にあり、石川にあり、大釈迦にあるわけですが、あれらを見ますと、子供たちがあふれてしまっているような状態。今、藤崎町で構想を描いているのは、福祉施設、お湯を含めての福祉施設、それから青少年のスポーツセンター、それから子供たちの遊ぶところですか、いろいろな機能を加えております。私は将来、例えば五年先、十年先、すばらしい施設になるのではないかなと、そのように思っております。

○議長（齋藤恵一君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。平田君。

○八番（平田博幸君）

なんの討論だっけ。その前に前段があるんでないんですか。

○議長（齋藤恵一君）

質疑を終結したわけですから。

休憩をいたします。

休 憩 午前十一時二十七分

---

再 開 午前十一時二十八分

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

これから討論を行います。異議がある方の討論を求めます。

休憩をいたします。

休 憩 午前十一時二十九分

---

再 開 午前十一時三十 分

○議長（齋藤恵一君）

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

討論をまず行います。反対の方の討論を許します。平田君。

○八番（平田博幸君）

ただいまいろいろ質疑もありましたけれども、本議案に反対いたします。

構想そのものには幾つか早急にやらなければならない施設もございます。し

かしながら、我が町の一万六千三百人規模の人口、藤崎町、そしてまた今まで元石澤善成常盤村長を初め、故人となりましたけれども小笠原盛町長さん初め、多くの首町さん、そして多くの先輩議員各位の協力、このようなすばらしい町になりました。しかしながら、いろいろな施設を環境整備したことによって、一般会計の長期債務は百二十億円、そしてまた特別会計を含めると二百六億円の借金があるのも現実であります。そこで、何十億円かかるかわからないこの藤崎町市街地東部地区開発基本構想計画作成業務委託料等が入ったこの予算案には断腸の思いで反対します。

最後に、八年前に小田桐智高町長は、その当時「みずからに耳を澄まして心優しく誠実に」ということで、キャッチフレーズを掲げ町長になりました。そのことをもう一回思い出していただきたいと思います。

○議長（齋藤恵一君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。對馬君。

○十五番（對馬光久君）

大変基本の構想計画書に不安を多く持っているようでございますが、この補正予算案はそれだけではない。一つには、藤崎のリンゴの育成にかかわった歴史的な保存施設の工事費、さらには子育ての観点から子育ての応援特別手当の予算、さらには消防法の改正に伴う高齢者認知症施設に対するスプリングラーの補助金、それから新型インフルエンザに対する予防費、飼料米の振興のための水田の有効利用の補助金、藤中のマーチングバンドの国民文化祭招待に対するそれに伴う諸経費もろもろがいっぱいこの補正予算にはついております。しかも、今回のこの補正予算案は国の経済危機対策に伴って補正予算を組んでいるものでございます。

よって、これは地域の活性化や子育ての応援に資する予算であると思いますので、賛成するものであります。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに討論はありませんか。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

私は反対の立場から一言。

やっぱり計画はこの大構想をやるには生煮えじゃいかんと思いますよ。そして、七町歩から十町歩とか、そういうものじゃなくてこれぐらいはまずやろうとか、確実にやらなければならないのは北分署のそれはやらなければならないだろうけれども、しかしそれとみんな一緒にして、とにかく生煮えの状態での

構想を検討して、ずるずると行くようなことがないように、そういう意味で私は賛成できません。

○議長（齋藤恵一君）

これで討論を終結いたします。

これから議案第五十三号を採決いたします。議案第五十三号は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立 起立六名、不起立十一名〕

○議長（齋藤恵一君）

起立少数であります。よって、議案第五十三号は否決されました。

日程第十二、議案第五十四号平成二十一年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十四号を採決いたします。議案第五十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第五十五号平成二十一年度藤崎町老人保健特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十五号を採決いたします。議案第五十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第五十六号平成二十一年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十六号を採決いたします。議案第五十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十六号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第五十七号平成二十一年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十七号を採決いたします。議案第五十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十七号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第五十八号平成二十一年度藤崎町農業集落排水事業会計補正予算（第二回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十八号を採決いたします。議案第五十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、決算特別委員会報告の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、議員全員で構成する委員会の審査であります。

委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定によって省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）



異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、平成二十年度各会計の歳入歳出決算の議案第五十九号から議案第六十六号までは議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会で審査いたしましたので、説明及び質疑を省略し、採決いたします。

日程第十八、議案第五十九号平成二十年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

平成二十年度の決算の認定に關することでありましてけれども、平成二十年度は交付税の削減だとか、あるいはまた藤崎病院をやめて、ときわ会に運営を委託するとか、職員の本給も三%削減とか、いってみれば、行財政改革も含めたさまざまな努力と申しますか、血と汗が出た年でもありました。ただし、私は平成二十年度の決算認定に同意できません。

その理由の第一は、文化団体、あるいはスポーツ団体、文化スポーツ施設の利用料の引き上げが始まったことと申します。住民票や印鑑証明書、火葬代も含めて利用料の増加に踏み込んだ内容と申します。

もう一つは、後期高齢者医療制度がスタートする予算であり、同時に特に墓地の売れ残りが出ているわけと申しますけれども、この墓地購入費として三千万円ほど支出しているという、そういう税金の使い方そのものに賛成できないので、私は本一般会計決算に同意できません。

○議長（齋藤恵一君）

次に、本案に賛成する者の発言を許します。鶴賀谷君。

○二番（鶴賀谷 貴君）

平成二十年度の一般会計歳入歳出決算、先ほど浅利議員からのお話がありましたけれども、行財政改革もきちんとやっていると。そしてまたその中で学校給食も実施されてきたと。建築計画も実施されたと。そしてまた、安心安全な子供たちを安心安全に育てると申す藤小の改築工事も入っております。そう

いった意味で、今後の藤崎町の将来を担う大きな事業が入っているこの二十年度の決算、私は賛成するものでございます。

○議長（齋藤恵一君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第十九、議案第六十号平成二十年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十、議案第六十一号平成二十年度藤崎町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十一、議案第六十二号平成二十年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する者の討論を許します。浅利君。

○十四番（浅利直志君）

この藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出に関する決算の認定でございます。具体的に事業のお金の使い方が間違っているとかというようなことではございませんが、後期高齢者を別枠会計に独立させるような制度そのものがやっぱり考え直してもらわなければならない。先進国ではない例であります。したがって、これを続けていきますと、結局は今のところは軽減措置はあるけれども、お年寄りの保険料はどんどん上がる。あるいはまた、医療の内容においても差別的な早く病院に行かぬ方がいいよというようなことに拍車をかけるという制度でもありますので、制度そのものを見直していただきたいということで、本特別会計の認定に賛成できません。

○議長（齋藤恵一君）

次に、原案に賛成する者の発言を許します。（「なし」の声あり）これで討論を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（齋藤恵一君）

起立多数であります。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十二、議案第六十三号平成二十年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定とするものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十三、議案第六十四号平成二十年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は認定するものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十四、議案第六十五号平成二十年度藤崎町農業集落排水事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十五、議案第六十六号平成二十年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件を議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十六、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第二十七、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、閉会中の調査のため特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤恵一君）

異議なしと認めます。よってそれぞれの申し出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十一年第三回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

皆様、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前十一時五十分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 齋 藤 惠 一

署名議員 奈 良 岡 文 英

署名議員 小 野 稔

署名議員 藤 林 公 正